

委員会における情報の取扱いについて（案）

平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会

平成 29 年 1 0 月 ●● 日 決定

波下線部：準備会における要検討・確認事項

1. 基本の考え方

- (1) 委員会が調査・分析の過程で得た情報のうち、事実の解明、原因究明と再発防止に関連する情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、公開する。
 - ① 個人情報及びプライバシー情報の保護という観点から、公開が相応しくない情報
 - ② 委員会が他者（個人・組織）より提供を受けた情報であり、その公開について提供者の同意が得られていない情報
 - ③ 調査の過程で実施する聴き取りにより得られた情報であり、事実関係等の確認が完了していない情報
 - ④ その他、公開することにより一般的な国内法令で保護されるべき関係者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれのある情報
- (2) 委員会で取り扱う情報は、委員会による調査・分析以外の目的で利用してはならない。

2. 会議及び会議資料の取扱い

- (1) 委員会の会議は、審議の過程で上記「1. (1)」項の①～④に該当する情報を取り扱うことから、席上における自由闊達な議論を可能とする環境を確保し、かつ関係者の正当な利益を害さないため、非公開とする。
- (2) 会議の内容については、開催終了後すみやかに、その議事概要を公開する。
- (3) 会議資料、議事録については、上記「1. (1)」項の①～④に該当する部分を除き、会議終了後に公開とする。
- (4) 議事概要、会議資料、議事録の公開は、原則として事務局ホームページへの掲載によるものとする。ただし、本災害の災害遺族・行方不明者家族のうち希望者に対しては、これを事務局より郵送にて提供する。

3. 調査・分析のため他者から提供を受けた資料等の取扱い

- (1) 調査・分析の過程で他者（個人・組織）から提供を受けた資料等は、その名称（表題等）、提供元などを一覧に整理し、次の条件をすべて満たす範囲において、会議資料又は報告書において公開する。
 - ① 個人情報・プライバシー情報の保護の観点から、一覧による公開に支障がないこと
 - ② 提供者から、一覧による公開について同意が得られていること
 - ③ 調査・分析（事実の解明、原因究明と再発防止）に関係があること

(2) 他者から提供を受けた資料等は、委員会での調査・分析作業のみに利用する。

4. 調査・分析の過程で行う聴き取りの取扱い

(1) 調査・分析の過程で実施する関係者等からの聴き取りは、非公開で行う。

(2) 聴き取りは、対象者（未成年の場合は、その保護者を含む）の同意を得た上で、録音または録画により記録する。対象者の同意が得られない場合は、同席者が可能な限り正確に記録をとることとする。

(3) 聴き取りにより得られた内容は、事務局において聴取書としてとりまとめる。

(4) 聴き取りの記録（録音、録画、同席者による記録）及び聴取書は、以下の理由から公開しない。

①個人情報・プライバシー情報の保護の観点で、支障を生じるおそれがあること

②対象者の主観に基づく情報であり、事実関係等の確認が完了していないこと

(5) 聴き取りにより得られた内容は、委員会での調査・分析作業のみに利用する。

以上

【参考 1】 国際民間航空条約（ICAO）第 13 附属書 5.12 記録の開示

「口述、交信記録、医学的・個人的記録、音声記録、意見」等の情報について、

* 「国の適切な司法当局が、記録の開示が当該調査又は将来の調査に及ぼす国内的・国際的な悪影響よりも重要であると決定した場合でなければ、... (中略)... 事故又は重大インシデント調査以外の目的に利用できるようにしてはならない。」

* 「最終報告書又はその付録に含めるのは、事故又は重大インシデントの解析に関係のある時のみでなければならぬ。解析に関係ない部分の記録は、これを開示してはならない。」

としている。

【参考 2】 消費者安全調査委員会による情報の公開について（H24.11.6 委員会決定）

同委員会が行う調査の情報に関し、できる限り被害者等及び消費者に提供し事故の再発・拡大防止に役立てるという要請がある一方で、

* 調査の密行性や委員会での自由な議論が可能となる環境を確保し、円滑に調査を実施

* 事故等の原因関係者その他の関係者の正当な利益を害さない

という要請もあるとした上で、「調査の内容及び結果の公表は、報告書による」とし、また、

「調査により収集した情報、分析等のデータ、調査従事者の意見等の原資料は、報告書の公表後においても公表しない」としている。

【参考 3】 近年の自然災害に関わる第三者調査委員会の体制・情報公開の状況等

検証対象	①岩手県釜石市・鶴住居地区 防災センターの被害	②宮城県石巻市・石巻市立 大川小学校の被害	③宮城県名取市・閑上地区 の被害
第三者委員会名称	釜石市鶴住居地区防災センターにおける東日本大震災津波被災調査委員会	大川小学校事故検証委員会	東日本大震災第三者検証委員会
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> • 学識者 • 弁護士 • 報道関係者 • 遺族会代表者 • 市担当部署代表者 	<ul style="list-style-type: none"> • 学識者 • 弁護士 • 航空事故遺族会代表者 	<ul style="list-style-type: none"> • 学識者 • 弁護士 • 一般市民代表者
会議等の公開	会議、委員会資料ともに非公開	会議、委員会資料ともに公開 開催後、別途非公開にてご遺族報告会を実施	会議、委員会資料ともに公開